

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) 説明会

令和8年2月20日(金)

野々市市健康福祉部介護長寿課



本日の内容

- ①現在の総合事業（概要）、今後の予定について
- ②短期集中型サービスについて
- ③フレイル予防センターの機能と役割について
- ④指定について
- ⑤利用者への説明について

※本日説明した内容は「案」であり、今後変更する場合があります。



現在の総合事業（概要）、今後の予定について

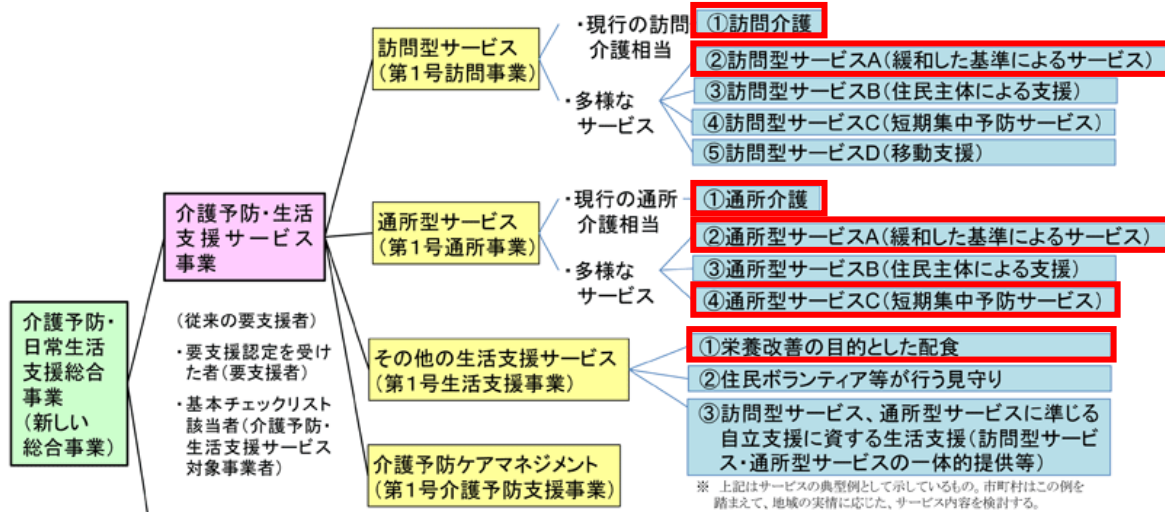
訪問型サービス類型（現在）

サービス種別	訪問介護相当サービス	生活支援訪問サービス
サービス内容	訪問介護員による身体介護及び生活援助 （家事援助）	生活援助（家事援助）
対象者とサービス提供の考え方	介護福祉士等の専門職により対応が必要と認められるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要	介護福祉士等の専門職以外の者（一定の研修修了者等）により対応することができるケース

通所型サービス類型（現在）

サービス種別	通所介護相当サービス	自立支援通所サービス
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援を実施 ・生活機能の向上のため機能訓練等を実施 ・提供時間：対象者のケアマネジメントに基づき適切な提供時間を設定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排泄、食事等の介助（身体介護等）を行わない ・対象者の日常生活、レクリエーション、行事、集団体操等を通じて運動は行うものの、専門的な内容は実施しない
対象者とサービス提供の考え方	<p>看護師又は介護福祉士等の専門職により対応が必要と認められるケース</p> <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要</p>	<p>看護師又は介護福祉士等の専門職以外の者（一定の研修修了者等）により対応することができるケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉じこもり予防 ・運動する場の提供 ・入浴の場の提供 ・集う場の提供

介護予防・日常生活支援総合事業の構成



令和6年度改正

介護予防・日常生活支援総合事業の構成			
介護予防・日常生活支援総合事業	サービス・活動事業	訪問型サービス (第1号訪問事業)	従前の訪問介護相当 ①従前相当サービス 多様なサービス・活動 ②訪問型サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動) ③訪問型サービス・活動B (住民主体によるサービス・活動) ④訪問型サービス・活動C (短期集中予防サービス) ⑤訪問型サービス・活動D (移動支援)
	サービス・活動事業	通所型サービス (第1号通所事業)	従前の通所介護相当 ①従前相当サービス 多様なサービス・活動 ②通所型サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動) ③通所型サービス・活動B (住民主体によるサービス・活動) ④通所型サービス・活動C (短期集中予防サービス)
	サービス・活動事業	その他生活支援サービス (第1号生活支援事業)	①栄養改善を目的とした配食 ②住民ボランティア等が行う見守り ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援 (訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等)
	サービス・活動事業	介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	①ケアマネジメントA ②ケアマネジメントB ③ケアマネジメントC
一般介護予防事業	一般介護予防事業	一般介護予防事業	①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④一般介護予防事業評価事業 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

多様なサービス・活動の分類（交付金の取扱いによるもの）

（注）以下に示す総合事業の類型については、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であり、**多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものである必要がある。**

訪問型 サービス・ 通所型 サービス	従前相当サービス	多様なサービス・活動			その他	
		サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D（訪問型のみ） (住民主体によるサービス・活動)		サービス・活動C (短期集中予防サービス)
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの（第1号事業支給費の支給）	委託費の支払い		活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	これらによらないもの (委託と補助の組み合わせなど)
想定される実施主体	● 介護サービス事業者等 (訪問介護・通所介護等事業者)	● <u>介護サービス事業者等以外の多様な主体</u> ● (介護サービス事業者等)		● ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 ● 当該活動を支援する団体	● 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等	
基準	国が定める基準を例にしたもの	サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの				
費用	国が定める額（単位数）		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額			
	額の変更のみ可		加算設定も可			
対象者	● 要支援者・事業対象者	● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者		● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定	● 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が增大すると認められる者	
サービス内容 (訪問型)	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる	● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守りの実施 ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 ● 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてB・Dでの実施を想定）			● 対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス	
サービス内容 (通所型)	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で入浴、食事等を支援する活動 など ● 送迎のみの実施				
支援の提供者	国が定める基準による	市町村が定める基準による				
	訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員	● 地域の多様な主体の従事者 ● 高齢者を含む多世代の地域住民 ● (有償・無償のボランティア)		● 有償・無償のボランティア ● マッチングなどの利用調整を行う者	● 保健医療専門職	
その他生活支援サービス	その他生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等）からなる。					

今後の予定（令和8年4月～）

サービス 種別	現行相当サービス	基準緩和サービス
	訪問介護相当サービス	生活支援訪問サービス
	通所介護相当サービス	自立支援通所サービス
今後の 予定	現状のまま、継続	<p>第10期介護保険事業計画期間（令和9年4月1日～令和12年3月31日）でサービス提供を終了</p> <p>（受け入れ体制等の移行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の新規受け入れ終了 ・事業者の新規指定終了 ・事業者の指定更新終了 ・現在の利用者について 現在の認定有効期限又は第10期介護保険事業計画期間が終了する令和12年3月31日までに他の支援へ移行



短期集中予防サービスについて

基準緩和サービスについて（野々市市の方針）

- 総合事業の本来の目的は、利用者の生活機能の維持・改善です。基準緩和サービスが長期化・固定化している現状を是正し、明確な改善実績を目指す『短期集中型』へシフトすることで、地域全体の介護予防の質を高めます
- 目標達成後も利用を続けることは、適切なマネジメントとは言えません。短期集中予防サービスの導入により、アセスメントに基づいた『出口のある支援』を徹底し、限られた介護資源を真に改善が必要な層へ適正に分配します
- 短期集中予防サービスの利用終了前に専門職を交えた会議を行い、客観的なデータ（歩行速度の改善など）をもとに、本人・家族・ケアマネが納得して「卒業」できる環境を整えます

基準緩和サービスから 短期集中予防サービスへ

年度	新規利用者の取扱い	既存利用者の取扱い	備考
令和8年度 (2026)	新規指定・新規利用の停止 原則として「短期集中予防サービス」を利用	経過措置期間 現行の基準緩和サービスを継続利用可能	ケアマネジメントにて短期集中予防サービスへの移行等を周知
令和9年度 (2027) 令和10年度 (2028)	短期集中予防サービス利用終了後、改善者は一般介護予防へ、改善が難しい場合は現行相当サービスへ移行	認定更新時に利用サービスの変更開始 認定更新・区分変更時に順次「現行相当」等へ移行	基準緩和サービスの事業所廃止に向けた最終調整
令和11年度 (2029)		全利用者の移行完了 令和11年度末までに基準緩和サービスを完全終了	自治体の地域支援事業実施要綱の改正完了

短期集中予防サービスについて

令和8年4月	令和8年10月	令和9年2月	令和9年度から	令和11年度までに
はつらつトレーニング事業（現在の短期集中予防サービス）	令和9年1月までは現在の短期集中予防サービスを継続	終了		
		通所型サービス・活動C（変更）週2回／人	継続	
	訪問型サービス・活動C（新規）週1回／人	継続		
介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の見直し	改善可能性を、専門職からの意見を参考に見立てる	更新申請時に、基準緩和サービスは終了とする	随時、終了または変更	



フレイル予防センターの機能について

フレイル予防センターの機能

- フレイル予防に関する相談の受付（常駐）：運動、口腔、栄養全て
- 通所型サービス・活動C（短期集中予防サービス）
- 訪問型サービス・活動C（短期集中予防サービス）
- 地域サロン等への専門職派遣
- 常設の通いの場の提供（短期集中予防サービスを実施しない時間帯）
- 地域の医療機関のリハビリ専門職との連携
- 地区地域包括支援センターのアセスメント支援
- 地区地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと連携し、新たな通いの場の立ち上げ支援
- シルバーリハビリ運動指導士のフォローアップ
- 地域ケア会議や包括連絡会での専門的な助言



指定について

	新規指定	指定更新	サービスの提供 (利用)
指定を受けている 事業者	/	指定有効期限以降 × ※R12.4.1以降に指定更新がある場合はそれ以降 ×	現在の認定有効期限又は第10期介護保険事業計画期間が終了する令和12年3月31日まで 令和12年4月1日以降、基準緩和サービスのサービスコードは利用できなくなります
指定を受けていない 事業者	×	/	×



利用者への説明について

利用者への説明手順について

- ①地域包括支援センターが基準緩和サービスの利用者を抽出
- ②利用期限が近い対象者から順に、地域包括支援センターと委託先居宅介護支援事業所で協議
- ③地域包括支援センターより利用者へ説明と同意
(市が作成した事業説明のチラシの活用可)

利用者への説明等を行うにあたり、**市への問い合わせや相談については、地域包括支援センターが行ってください。**



繰り返しの説明となりますが…

1. 令和8年度から 事業の一部変更、利用の移行開始

- 新規相談者：基準緩和サービスへの新規利用を停止します
- 短期集中予防サービスの活用：まずは短期集中予防サービス（3～6ヶ月）を利用し、リハビリ専門職等によるアセスメントを実施します
- 改善の可能性がある：サービス利用終了後、一般介護予防事業（「通いの場」等）を利用し、自立支援（セルフケア）へ移行します
- 改善が困難：身体状況や生活環境に鑑み、継続的な支援が必要な場合は「現行相当サービス」へ切り替えます
- 令和8年度に更新予定で、かつ移行に時間がかかる場合には、令和11年度の更新予定のでの完全移行となる旨、説明してください

2. 令和11年度末までに既存利用者の移行完了

- 更新時の判定：介護保険の認定更新時期に合わせて、ケアマネジャーがモニタリングを実施
- サービスの見直し：基準緩和サービスを利用中の既存利用者に対し、原則として「現行相当サービス」への切り替え、または状態良好な場合は一般介護予防の利用を促します
- 野々市市の方針としては、継続的に「送迎が必要」な場合は、本来であれば人員体制の整った「現行相当サービス」の利用が必要であると考えます



ご理解とご協力をよろしく申し上げます。